

公立大学法人下関市立大学点検評価委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 5 号

改正 平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号

平成 21 年 3 月 27 日規程第 15 号

平成 22 年 12 月 20 日規程第 34 号

平成 27 年 3 月 25 日規程第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学及び下関市立大学における自己点検評価等に関する事項を審議するために設置される公立大学法人下関市立大学点検評価委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検評価の実施に関すること。
- (2) 将来計画、中期目標、中期計画及び年度計画に関すること。
- (3) 認証評価機関及び下関市公立大学法人評価委員会の評価に関すること。
- (4) 自己点検評価制度に関すること。
- (5) 自己点検評価結果の公表に関すること。
- (6) 自己点検評価結果を受けた改善の提言に関すること。
- (7) その他本学（公立大学法人下関市立大学及び下関市立大学をいう。）の自己点検評価に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成 19 年規程第 3 号）第 2 条第 2 号に規定する部局長
- (3) 下関市立大学入試委員会委員長及び下関市立大学キャリア委員会委員長
- (4) 学科主任 4 名
- (5) 教授会の意見を聴いて学長が指名する委員 2 名
- (6) 経営企画グループ長、総務グループ長及び学務グループ長

(任期)

第 4 条 前条第 5 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が任期途中で退任した場合は、速やかに補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員会の委員長は、学長をもって充てる。

3 委員会の副委員長は、第3条第2号に規定する委員の中から委員の互選により選出する。

(委員長等の責務)

第6条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第7条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第9条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、経営企画グループ経営企画班において行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月14日規程第17号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規程第15号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月20日規程第34号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規程第31号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。